

令和4年度第12回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和5年3月6日（月）  
午前9時30分～午前11時13分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
3. 出席委員 23人  
会 長 23番 才木 隆雄  
会長代理 21番 島田 一郎 24番 宮田 好一  
委 員 1番 杉林 清則 2番 熊南 昭浩  
3番 山崎 修 4番 西田 清範  
5番 田中 輝男 6番 森 悦雄  
7番 古田 茂 8番 田中 善憲  
9番 大場 忠勝 10番 大橋 芳信  
11番 大浦 清貴 12番 山崎 巖  
14番 仲田 茂男 15番 下村 帝  
16番 北森 正誠 17番 渡辺 正志  
18番 金田 修一 19番 長谷 幹夫  
20番 金木 洋子 22番 中井 義則
4. 欠席委員 13番 福山 英則
5. 議 題 議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第49号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第50号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について  
議案第51号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の設定の廃止について  
議案第52号 富山市空き家に付随した農地の別段の面積取扱要綱の廃止について  
議案第53号 空き家に付随した農地の指定の解除について  
議案第54号 富山市農業委員会に関する規程の一部改正について  
議案第55号 富山市農業委員会タブレット型端末機の使用に関する基準の制定について  
報告事項第42号 農地法第3条の3の規定による受理について  
報告事項第43号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について  
報告事項第44号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告事項第45号 農地法第5条第1項の規定による受理の取消しについて

## 議 事

事 務 局 本日の月次総会につきましては、福山委員さんから欠席のご予定は  
ございませんでしたが、お見えになりませんので、出席委員数は23  
名でございます。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による開催要件、  
在任委員数24名の過半数に達していることから、本総会が成立して  
いることをご報告いたします。

また、本日は、大変申し訳ありませんが、3月定例会の開催日とな  
っておりますので、高嶋事務局長におかれましては欠席となりますの  
でご了承いただきたいと思います。

それでは、才木会長議事の進行をお願いします。

会 長 それでは、ただ今より令和4年度第12回富山市農業委員会月次総  
会を開催します。

会 長 本日は、議案8件、報告事項4件がございます。  
本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会 長 それでは、私の方から指名させていただきます。11番大浦委員、  
12番山崎委員、両委員にお願いしたいと思います。

会 長 それでは、議案の審議に入ります。  
議案第48号農地法第3条の規定による許可申請について、事務  
局から説明をお願いします。  
なお、2ページの3番は〇〇委員に関する事項でありますので、  
農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限  
を受けます。

事 務 局 議案第48号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説  
明いたします。

議案書は1ページから3ページまでです。

今回の申請件数は9件で、申請面積は34,972.00㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要  
件、下限面積要件、地域調和要件について、申請書類においては、  
各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類についてご説明します。2ページをご覧  
ください。

1番は、労働力不足のため、近隣の耕作者である譲受人に、所有権を移転するものです。

2番は、高齢により、父と子との間で5年間の使用貸借権を設定するものです。

3番は、相手方の要望により、父と子との間で3年間の使用貸借権を設定するものです。

4番は、相手方の要望により、隣接地の耕作者である譲受人に、所有権を移転するものです。

5番は、耕作不便のため、近隣の耕作者である譲受人に、所有権を移転するものです。

6番は、贈与により、父から子に所有権を移転するものです。

7番と8番は、自作地の相互交換のため、近隣の耕作者である譲受人に、所有権を移転するものです。

9番は、贈与により、隣接地の耕作者である譲受人に、所有権を移転するものです。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、3番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、3番を除き、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、3番を除き、申請どおり許可することといたします。

会 長 続きまして、3番について、審議いたしますので、〇〇委員は退室をお願いします。

<〇〇委員退室>

会 長 それでは、3番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、3番について、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

会 長 異議なしとのことでありますので、3番について、申請どおり許可することといたします。

会 長 ○○委員は入室をお願いします。

<○○委員入室>

会 長 改めまして、議案第48号農地法第3条の規定による許可申請については、全件、申請どおり許可することといたします。

会 長 続きまして、議案第49号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第49号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書は4ページから8ページになります。

今回、4条申請が2件、面積は212㎡、5条申請が11件、面積は7,247㎡です。

それでは、最初に4条申請の内容についてご説明いたします。位置図及び許可基準を併せてご覧ください。

4条申請の1番は、大山地域大山地区において、貸事業用倉庫及び車庫倉庫の地目の是正であります。申請人は●●●●の代表取締役を務めております。転用の概要といたしましては、申請地については、50年以上前から会社の事業用敷地として使用しておりましたが、地目を調査したところ、敷地内の一部に地目が田である箇所があったため、今回是正のため申請されたものでございます。申請書には始末書の添付がございました。申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団規模であり、過去に土地改良事業も実施されていないことから農地区分は第2種農地、許可の基準は代替可能性なしを適用しております。

4条申請2番は、婦中地域宮川地区において、農家住宅の敷地拡張の計画であります。転用の概要といたしましては、住宅敷地に隣接した申請地において、農作業用の車庫を建築するため今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

議案書6ページをご覧ください。5条の申請内容についてご説明

いたします。

5条申請1番は、新保地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請者は現在、アパートで生活しておりますが、実家の農業を手伝うため、実家に隣接する相互扶助に適した申請地において住宅建築のため申請されたものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

5条申請2番は、熊野地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請人は現在立山町の実家で同居しておりますが、子供ができ手狭になっているため、相互扶助に適した妻の実家に近い申請地を選定されたものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、市街化調整区域で1区画2,500㎡以上あることから農地区分は甲種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

5条申請3番は、八幡地区において、資材置場及び駐車場の一時転用の計画であります。申請人の△△△△は、電気事業を営んでおります。転用の概要といたしましては、申請者は鉄塔の移設に伴い埋蔵文化財の試掘を行ったところ、本掘調査が必要になったため、一時的に農地の一部を資材置場及び駐車場として使用するものでございます。申請地については、周囲を安全ネットで囲み、また、鉄板を敷き、撤去後も耕作に支障を及ぼさないよう配慮されることから、原状回復が確実であり、一時的な利用として許可基準に合致しているものと考えております。期間は、許可日から令和6年3月31日までの約1年間の計画でございます。

5条申請4番は、老田地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請人は現在、市内のアパートで生活しておりますが、子供が大きくなったことにより、実家との相互扶助のため、実家に隣接する申請地において住宅建築のため申請されたものでございます。申請地から半径500mの範囲内に小学校、保育所があり、前面道路に上下水道管が埋設されていることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請5番、6番については、同じ目的で隣り合う農地のためまとめて説明させていただきます。こちらについては、大沢野地域大沢野北部地区において共同住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請地の近隣には学校や行政センター、スーパーなど生活環境が整った地区であり、共同住宅入居需要が高いことから申請地を選択されたものでございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地で農地区分は第3種農地、原則許可

案件となります。

5条申請7番は、大沢野地域大久保地区において共同住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請地の近隣に学校やスーパー、ドラッグストアなど生活環境が整った地区であり、幅広い年代の需要が見込めることから申請地を選択されたものでございます。申請地から半径500mの範囲内に医療施設が2施設あり、前面道路に上下水道管が埋設されていることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請の8番は、大山地域大山地区において、貸駐車場の地目の是正であります。4条申請1番でご説明しました案件と同敷地であり、申請地については、50年以上前から会社の事業用敷地として使用しており、今回、地目が農地となっている箇所の是正のため申請されたものでございます。申請地は申請者と会社との賃貸借契約があります。また、申請書には始末書の添付がございます。申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団規模であり、過去に土地改良事業も実施されていないことから農地区分は第2種農地、許可の基準は代替可能性なしを適用しております。

議案書8ページをご覧ください。5条申請9番は、婦中地域鶴坂地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請人は現在、会社の社宅で家族と生活しておりましたが、社宅の借上げ期間が満了するにあたり、小学校やスーパーなど生活環境の整った申請地で、住宅建築のため申請されたものでございます。申請地から半径500mの範囲内に医療施設が2施設あり、前面道路に上下水道管が埋設されていることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請10番は、婦中地域宮川地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請人は現在、実家にて同居しておりますが、子供ができたことにより手狭になるため、実家の農地の管理のため、また、相互扶助のため、実家に隣接する申請地において住宅建築のため申請されたものでございます。申請地から半径500mの範囲内に医療施設が2施設あり、前面道路に上下水道管が埋設されていることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請11番は、婦中地域神保地区において、駐車場を整備する計画であります。申請人の▲▲▲▲は主に金属プレス加工及び合成樹脂成型の製造販売を営んでおります。転用の概要といたしましては、事業拡大に伴い、既存駐車場敷地に新たな工場を増築するにあたり、従業員の駐車場の確保が必要となったため今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は第

1種農地、許可基準は既存地拡張を適用しております。  
以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、これらの案件について、許可相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第49号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第50号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第50号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

議案書のページは、9ページから28ページです。

利用権設定は、今回は147件の貸し手から申し出があり、契約期間は、1～2年が24件、3～5年が46件、6～9年が12件、10年以上が65件です。設定面積は、841,959.91㎡です。

11ページ1番から8番までは、農地中間管理機構を通すものであります。11ページ9番から28ページ147番が相対であります。

新規農家が2件あります。28ページの145番は、土木業等を営む■■■■が、新規事業として、国が掲げるみどりの食品システム戦略に賛同し、会長所有の農地を活用して農業へ参入し、定年後の従業員の再雇用の場の確保や地元での新規雇用も視野に地域貢献に努めるものです。

農機具については、トラクター1台をリースしており、今後もう1台購入予定です。販売先は、自社販売により一般消費者へ予定を

しております。

28ページの146番から147番は、◆◆◆◆にて1年間研修を受けた本人が、農地を借り、オクラ等の野菜の栽培を行うものであります。農業の指導については、以前からお世話になっている近隣農家の方に引き続き指導をしてもらう予定となっております。

農機具については、トラクター等の購入を予定しております。農作業従事者は本人です。販売先は▼▼▼▼などに出荷する予定としております。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第50号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会 長 続きまして、  
議案第51号農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の設定の廃止について  
議案第52号富山市空き家に付随した農地の別段の面積取扱要綱の廃止について  
議案第53号空き家に付随した農地の指定の解除について  
事務局から一括して説明をお願いいたします。

事 務 局 まず、議案第51号農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の設定の廃止についてご説明いたします。

議案書は、29ページです。

令和5年4月1日から農地法第3条の改正に伴い、第3条の許可要件の1つである下限面積要件が廃止されます。

現在、富山市では、農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積を設定しております。



中山間地域では、10a、空き家に付随した農地は、0.1aの設定をしており、今回の法改正に伴い、令和5年3月31日をもって廃止するものです。

次に、議案第52号富山市空き家に付随した農地の別段の面積取扱要綱の廃止についてです。

議案書は、30ページです。

法改正に伴い、富山市空き家に付随した農地の別段の面積取扱要綱につきましては、令和5年3月31日をもって廃止するものです。

最後に、議案第53号空き家に付随した農地の指定の解除についてです。

議案書は、31ページです。

法改正に伴い、これまでに空き家に付随した農地の指定をしました8件につきましては、令和5年3月31日をもって指定の解除をするものです。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明がありましたことについて、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

◇ ◇ 委 員 前回の月次総会の中で下限面積の廃止について、こういう事を次にやりますと聞いてたんですけど、中身について教えていただきたい事をぜひ質問させていただきます。

農地法第3条第2項の規定で下限面積の要件を行わないという事になったと、この条文、農地法を削除された。別段の面積というものを廃止するというのはわかるんですけども。

それに伴って富山市の空き家に付随した農地の下限面積の取扱要綱、これにつきましても令和3年11月から約1年半の短い期間の取扱だったのかなと思うんですけども、これについては、この要綱を廃止する事がどういうことなのかよくわからないんですけども。

その要綱のなかに書いてある、別段の面積の取扱だけを削除するのか、それでも足りるのかなど。何を言いたいかという、この空き家に付随した農地の取扱は私、個人的にはいい取り組みだなと思ってます。

空き家があって農地があって、空き家だけがどんどん所有権が変わっていく、農地が取り残されるということがないようにできる一つの方策だと思いますし、逆に農地付き空き家の対策にもいいのかなど。中山間地域でボロボロの空き家と農地の場合という所もあると思うのですが、空き家と農地をマッチングさせて少しでも遊休農地対策解消に努めていこうと。農業に参入していただく非常に良い

取り組みだと思ってるんですね。

今回の下限面積を国の方は農業者にどんどん入っていただきたいという事だと思うんですけども。農地を取得するための効率要件だとか、常時従事要件、調和要件なんかは今までどおりある。農家としての縛りがきっちりあるとは思うんですけど。

そういう中で議案の51号と52号の方は下限面積要件が廃止された中で、下限面積の廃止と、要綱の廃止という動きがあるんだなと思いますけど。

53号の空き家に付随した農地の指定の解除についてということで、今日現在の、議決についてはその農地法の4月1日以降の下限面積要件がなくなる事と、指定の解除のからみがよくわからないんですよ。

今日現在の、要綱は動いてるんですね。議案52号の取扱要綱は3月31日をもって廃するという議決なんですけど。農地の指定の解除については、今日現在議決できるのかという思いがありまして。

要綱の中では解除するときは、第6条の指定の解除という事で、農業委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決定を経て、その指定を解除するものとする。

一つ目に空き家の権利を取得した者が指定農地の権利を取得したとき。

二つ目に空き家情報バンクの登録が取り消されたとき。

三番目に所有者等から空き家に付随した農地の指定解除申出書があったとき。

四つ目に所有権等の権利に移動あったとき。

五つ目に前各号に掲げるもののほか、農業委員会が適当でないと認めるとき。

この五つの指定解除の要件があるんですけども。今回の指定解除の議決は、これのどれに該当するから指定解除するんですよ、というのが見えない。

農地法第3条第2項の下限面積がなくなったから、指定解除をするのはなんか違うんじゃないかと思ったんですね。

それとあと32ページに指定された所がこれまでも、この場で皆さん議決をもって8件については指定したんですけども。

富山市の空き家情報バンク、登録されたもので農地があるものについて指定したと理解していたんですけども、32ページ3番4番だけは、空き家情報バンクの中の情報として載っているのですが、その他のものは空き家情報バンクの農地としては示されてないですよ。

空き家情報バンクに載っている情報の中に農地がありますと載ってなかったの、整合性に疑問に思っているんですけど。

法が変わったから解除しますというのはいいんですけども、仕方ないとしても、指定いただいた8件も法律が変わったから解除します。この後この人たちの対応、どういう風に今後進めていかれるのか。

もうこういうことはしなくていいよ、今までなかったことにしましょうと言ってるのか、それすら理解できないので、長くなりましたけど、そういうことを教えていただきたい。

事務局 今ほどの質問につきましてですね、まず今回農地法第3条第2項第5号、4月1日に改正されまして、下限面積がなくなるというのが大前提でございまして。

中山間地域でも定めている、別段の面積については、今現在あった5反要件を緩和しようというものでございます。空き家に付随する農地の別段の面積についても、今あった5反要件を緩和しようとする目的で、要綱を定めさせていただきました。

今回廃止に伴いまして、面積取扱要綱を廃止する理由というのは、4月1日からは面積がなくても買えるのに、0.1アールという制限を残しておくのが果たしていいのかどうか、という中で、農地については0.1アールでなくても購入することができる、権利移動ができる、という目的から要綱を廃止するという形でございます。

要綱の解除についてでございますけども、要綱上、該当する項目、第6条になりますが、1、2、3、4号については該当ができません。

事務局としては第5号ですね、前段に掲げるもののほか、農業委員会が適当でないとする時ということで、農地の指定を解除するというのは、要綱が廃止になるから、要綱に基づいて指定しているものですから、要綱が廃止になれば指定も解除になるのが普通だろうという事で今回議案とさせていただきます。

今後の対応について、空き家情報バンク、確かに空き家は載っております。空き家バンクに登録している農地で載っていないものがあるということで、担当課の居住対策課に問い合わせを行いました。

載っていないものがあると、載せるか、載せないか申請者の判断という形になっております。

載っていないものと載っているものがあるということで、買われる方にわかりにくいと申し上げました。

今後下限面積がなくなることで、空き家に付随した農地の指定も廃止になるということは当然説明してあります。

今後の対応につきましては居住対策課で申請者の方に農地も一緒に売りたい場合は、その旨の登録をしていただきたいと、こちらから居住対策課に要望しているところでございます。

これからは空き家を持っている所有者の方のご希望によって、空き家も農地も一緒に貸したい売りたい場合については、空き家情報バンクの方に農地も一緒に登録してもらおう。

という形に運用を変えていくということで今回このような議案とさせていただきます。

◇ ◇ 委員 すいません。非常に頭が悪くて何を言ってるのかわからない。結局はこれまで通り空き家と付随した農地の関係は続いていくんだと。

所管するのは、売り手と買い手の調整するのは居住対策課がやりますよと。空き家情報バンクの制度はずっと残っていくんですね。

農地の面積要件については、はずれる。足かせというか。

事 務 局 今までは空き家と農地を一緒に買いたくても、農業者でなければ農地は買えなかったんですね。

今回下限面積がなくなることによって、農業者でなくても、例えば自家栽培をされる方。農地はご自由を買っていただけるという形になりますので、下限面積を緩和するのに農業委員会に申請をしてもらいました。

これからは下限面積がなくなりますので、もし空き家に農地をつけて、空き家情報バンクに農地を登録されたい場合、農地の売買、貸借する場合に農地法3条で農業委員会に申請していただく手続きになります。

◇ ◇ 委員 今の説明が私わからない。下限面積の条件だけがなくなる。

農地を取得するための皆さん現場まで行って見てらっしゃる、効率要件、だとか、従事要件だとか、環境調和要件だとかはあるんですね。

今おっしゃったように家庭菜園で自由に農地を買える。という表現が正しいのでしょうか。そこがわからない。そうすると、農地に付随した農地を買えるんだよと。どうして買えるのという話なんですけども。

買おうとしたとき3条の要件で効率要件なり、従事要件なり、調和要件なり、合致しないと買えないですよ。農業委員会としては許可出さない。

変わらないのに、今の言い方だったら自由に空き家に付随した農地を買えて、農地は農地として守っていくのか、よくわからないんですけども。その辺の兼ね合いが理解できなかったんです。

事 務 局 申し訳ございませんでした。農地法3条で取得になりますので、

下限面積要件だけなくなります。

当然面積に応じて例えば、10平米だけそこで野菜を作りたい、自家消費の野菜を作りたい。そうすると農作業従事要件もそうなのですけど、農業機械ですね、こちらの方10平米でトラクターが必要どうかという判断も出てきます。

面積に応じて農業機械を有しているかどうか、栽培する物は何か、地域との調和要件を満たしているか、農地法3条の中で下限面積要件だけは撤廃されまして、他の要件はしっかり満たしていただく。

それが面積に応じてということになってくると思うんですけども。今までも下限面積の廃止に伴い、他の要件は変わりません。下限面積だけがなくなるという事でございますので、私も簡単に言ってしまった所があるのですが、しっかり農業をしていただく方に農地をお譲りしていきたい、判断していただきたいと思えます。

□ □ 委員 10平米だろうと5平米であろうと農業委員会にかかるということだね。

事務局 権利移動する場合は必ずかかるということです。

□ □ 委員 ここで審議していいか悪いかを決める。増えるかもしれない。

事務局 その可能性はあるかもしれませんが。まだ始まっておりませんが。

□ □ 委員 現地調査行くのに3平米しかないがに、やっぱいかなきゃいけない。誰か立ち合いにその人に来てもらわなきゃいけないからね。  
国の方で法律変えたんだから、おらたち何言っても、それにのってくしかない。うちら関係ないから農地だけの話だから。

事務局 住宅だけほしいと言われたら住宅だけ買っていただく。農地だけほしいと言われたら農地だけ買っていただく。

今までは空き家と必ず農地を買っていただく条件がありました。農地だけ買えなかった。今度からは空き家と農地を別々に違う方が買えるという条件になります。

会長 他にご意見、ご質問等がないようですので、これらのことについて、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、そのように廃止及び解除することといたします。

会 長 続きまして、議案第54号富山市農業委員会に関する規程の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

事務局 農地法の改正に伴いまして、富山市農業委員会に関する規定の一部改正について説明をします。富山市農業委員会に関する規定第31条が変更となります。左側が現行の条文であり、右側が改正案となります。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました富山市農業委員会に関する規程の一部改正について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この富山市農業委員会に関する規程の一部改正について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、そのように告示してください。

会 長 続きまして、議案第55号富山市農業委員会タブレット型端末機の使用に関する基準の制定について、事務局から説明をお願いします。

事務局 2月月次総会で協議させていただきました内容を36ページから41ページまで、前回の物をそのまま記載してあります。議決をお願いします。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました富山市農業委員会タブレット型端末機の使用に関する基準の制定について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この富山市農業委員会タブレット型端末機の使用に関する基準の制定について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、そのように制定することといたします。

▽▽委員 35ページの端末機の使用に関する基準の制定についてはわかったんですが、36、37、38、39、40ページここまで、資料を返してしまったら、皆頭いいから覚えておられるかもしれないけど、この基準覚えるわけにはいかんから、これだけ別途、皆さんに再度ご認識してもらうため、資料をお配りしたらどうですか。

事務局 皆様に次回総会でお配りしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

会 長 続きまして、報告事項に入ります。  
第42号 農地法第3条の3の規定による受理について  
第43号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について  
第44号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
第45号 農地法第5条第1項の規定による受理の取消しについて  
事務局から一括して説明をお願いいたします。

事務局 報告事項第42号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。議案書は、42ページから49ページです。  
今回の受理件数は18件で、すべて相続により所有権を取得したものであります。農業委員会へのあっせん希望については、ありませんでした。  
報告事項第43号農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について、ご報告いたします。  
議案書のページは50ページから54ページまでです。  
今回の受理件数は、4条が3件、5条が10件、合わせて13件、面積は合わせて11,943.21㎡となっております。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。  
53ページ4番については、令和4年10月に、5条で届出されましたが、譲受人の持分変更のため、今回改めて届出されたものです。  
事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは、51ページの1番、2番、52ページの3番、54ページの6番です。  
報告事項第44号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。

議案書は、55ページから65ページです。

解約件数は28件で、解約面積は166,939.00㎡です。  
今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

以上でございます。

議案書のページは66ページです。

報告事項第45号農地法第5条第1項の規定による受理の取消しについてご報告いたします。

報告第43号53ページの4番で説明したとおり、譲受人の持分変更のため取り消すものです。

以上でございます。

会 長 　ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等  
がありましたら承りたいと思います。

会 長 　特に何もありませんので、これをもちまして、2. 議案・報告  
事項の議案審議を終了します。

会 長 　次に、3. 協議事項として、「富山市農業委員会個人情報保護条例  
施行規程の改正」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 　（事務局説明）

会 長 　ただいま、説明がありました件について、ご質問があれば承りま  
す。

会 長 　それでは、そのように必要な手続きをしてください。

会 長 　次に、「令和5年度富山市農業委員会総会等予定」について事務局  
より説明をお願いします。

事 務 局 　（事務局説明）

会 長 　ただいま、説明がありました件について、ご質問があれば承りま  
す。

▽▽委員 　資料2の令和6年3月の受理通知、3月31日日曜日になってる  
けどこれは正しいのか。土日も年度末だから受け付けるのか。

事 務 局 　大変申し訳ございません。3月29日になります。



会 長 次に、4. 事務連絡等について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (事務局説明)

会 長 それでは本日はこれにて終了とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。